

議員全員協議会資料
支所機能の見直しと組織改正について

2021(令和3)年11月16日

総務部総務課

1 支所の見直しについて

(1) 支所機能の設置目的

住民自治組織の立て直しと住民自治活動の充実を積極的に支援する機関として支所を継続し、住民自治協議会の支援担当職員を配置します。

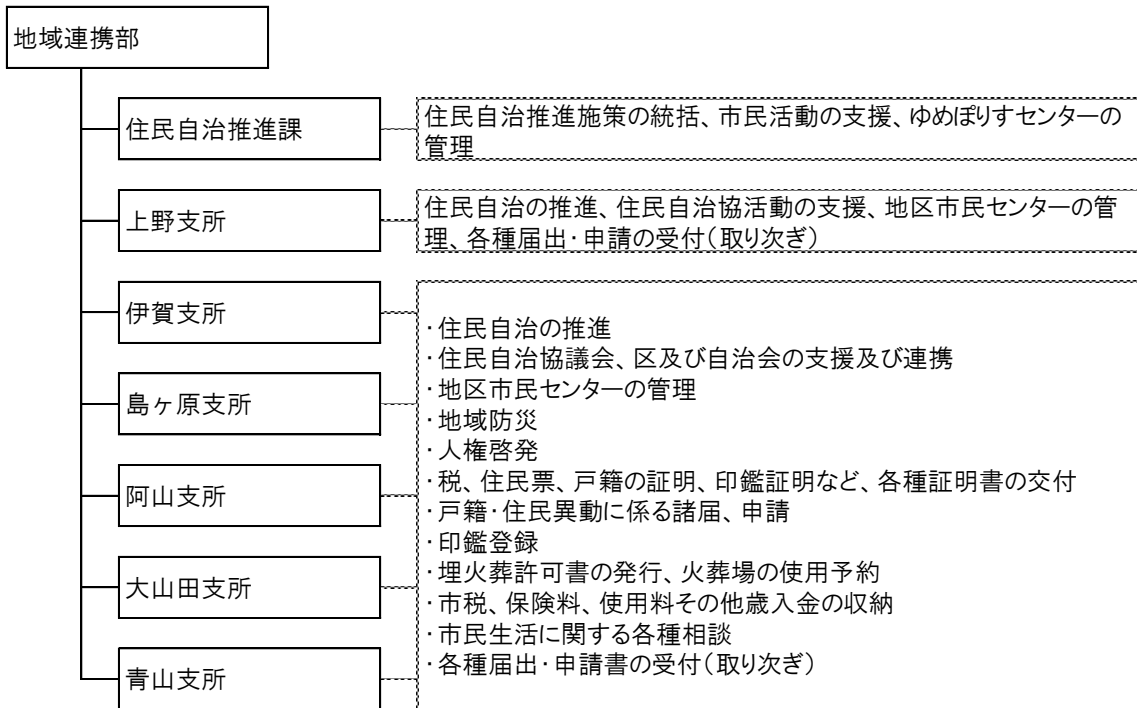
また、上野支所以外の支所では、各種証明書の発行や申請書の受け付けなど、日常的な行政窓口業務を行い、地域住民の利便性に寄与します。

【地域意見への対応】

- ① 「支所」の名称を継続して使用します。
- ② 地域の行政窓口として支所を設置することを条例で定めます。

(2) 組織上の位置付けと業務

支所機能の見直しに伴い、住民自治協議会が主体となってまちづくりに取り組むことを支援する体制として、令和4年度から地域連携施策を統括する「地域連携部」を設置し、統制が取れた住民自治を推進する体制を構築します。



2 組織改正について

8月の議員全員協議会で示した組織改正について、組織名称等を一部変更しました。変更後の組織図は、別紙のとおりです。